

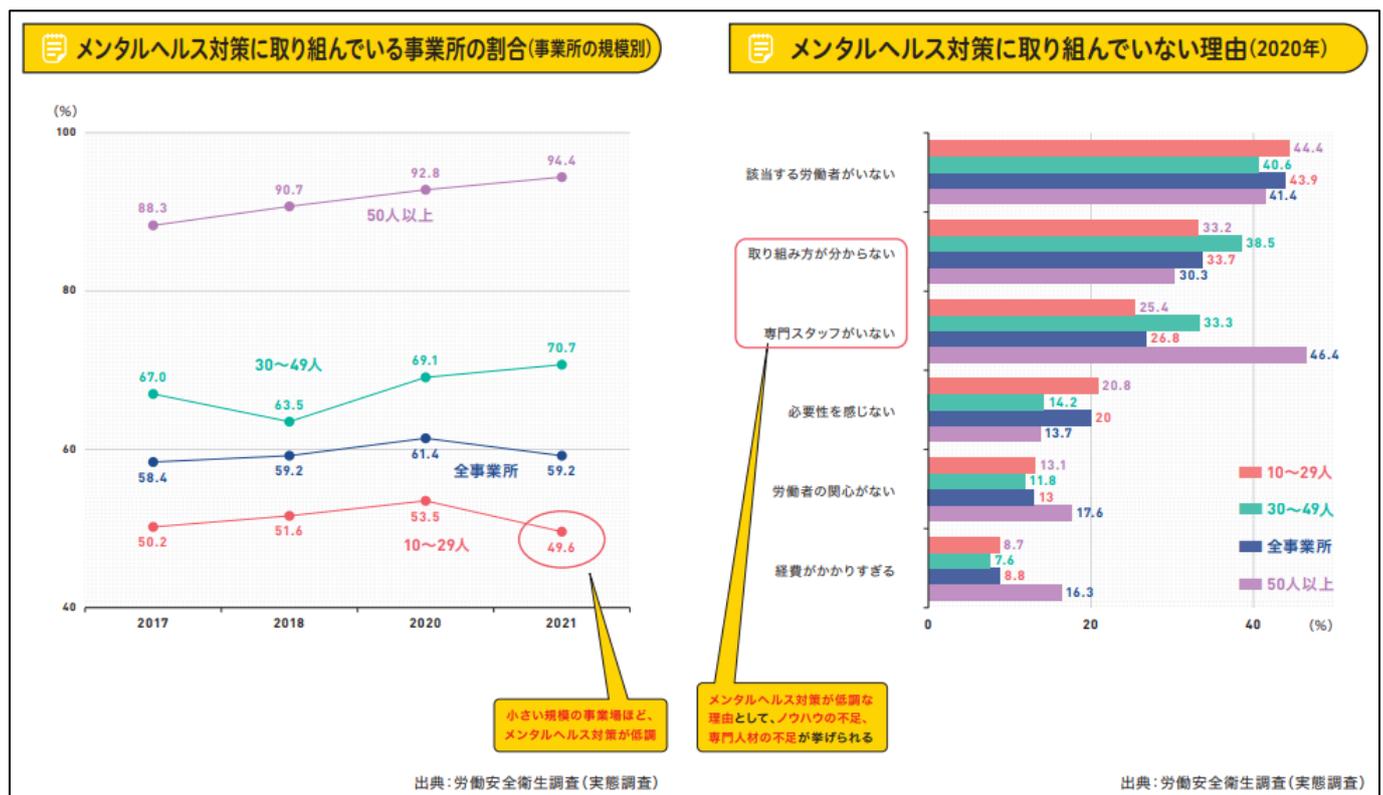
中小事業者のメンタルヘルス対策

背景と目的

厚生労働省は、労働者の安全と健康を守るために5年ごとに「労働災害防止計画」を策定しています。現在進行中の第14次計画（2023年4月～2028年3月）では、8つの重点施策の一つとして「メンタルヘルス対策」が掲げられています。特に中小企業においては、メンタルヘルス対策の重要性が増しています。

現状と課題

中小企業におけるメンタルヘルス対策の取り組みは、大企業に比べて遅れているのが現状です。例えば、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は63.4%（令和4年時点）ですが、事業所規模が大きいほど取り組み率が高く、1000人以上の事業所では99.7%が実施しています。一方で、10～29人規模の小規模事業所では55.7%にとどまっており、対策の地域・規模間格差が課題です。



具体的な取り組み内容

小規模事業所においては、事業者がメンタルヘルスカケア実施の表明を行い、セルフケア、ラインによるケアを中心として、実施可能なところから着実に取り組みを進めることが望まれます。

また、必要な事業場内産業保健スタッフが確保できない場合、衛生推進者または安全衛生推進者を事業場内メンタルヘルス推進担当者として選任するとともに、都道府県産業保健総合支援センター等の事業場外資源の提供する支援等を積極的に活用することが有効です。

今後の展望と企業への期待（中小企業への推奨事項）

第14次計画では、メンタルヘルス対策を「コスト」ではなく「人的投資」と捉え、企業の持続可能な成長と従業員のウェルビーイングの両立を目指しています。

中小企業がメンタルヘルス対策を効果的に実施するためには、事業者の以下のような姿勢が期待されています。

メンタルヘルス対策

ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、集団分析を活用した職場環境の改善

- 衛生委員会での継続的な議論
- 教育・研修の充実
- 働きやすい職場環境の整備

過重労働対策

長時間労働者への医師による面接指導や、産業保健スタッフ（保健師、看護師等）による相談支援を受けるよう勧奨

産業保健活動の推進

- 事業場の状況に応じて必要な産業保健活動の実施
- 治療と仕事の両立において、支援を必要とする労働者が申し出しやすいよう、職場環境の整備や両立支援コーディネーターを活用した円滑な支援を図る

■産業保健活動総合支援事業のご案内

 **産業保健総合支援センター** ※47都道府県に設置

- 産業保健スタッフ、事業主等に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を実施
 - ・産業医等産業保健スタッフ向け **専門的研修**、事業主等向け **相談対応**
 - ・メンタルヘルス対策や両立支援の専門家による **個別訪問支援**
 - ・事業主・労働者等に対する啓発セミナー 等

 **地域産業保健センター** ※産業保健総合支援センターの下、全国約350カ所に設置

- 産業医、保健師を配置し、小規模事業場への支援を実施
 - ・ **長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導**
 - ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
 - ・労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談 等

 **団体経由産業保健活動推進助成金**

対象者：事業主団体等や労災保険の特別加入団体

補助対象：**傘下の中小企業等に対し**、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために、**産業医等と契約し、その活動に要した経費の一部**

補助率：**80%**

上限額：**100万円** *1団体につき年度ごとに1回限

（お問合せ先）

（独）労働者健康安全機構
産業保健総合支援センターへの
お問合せ：0570-038046

助成金に関する
お問合せ：0570-783046



出典：第14次労働災害防止計画の概要

最後に…。

EMATECでは令和7年5月より法人向けメンタルヘルス支援を行う、オンラインカウンセリングサービスを導入いたしました。

環境法令情報

官公庁より公表された主な環境法令等の情報を掲載しています。
各事項の詳細については、官報や所管省庁のホームページ等でご確認ください。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令について

令和7年4月15日 令和7年厚生労働省令第57号

<https://www.mhlw.go.jp/content/001476790.pdf>

令和7年5月20日 基発0520第6号

<https://www.mhlw.go.jp/content/001490909.pdf>

○労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の改正

概要

- ・熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付け
- ・対象となるのは、「WBGT28度以上、又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上、又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

施行

令和7年6月1日

「職場における熱中症対策の強化」につきましては、下記ホームページでもご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>（パンフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001476823.pdf>（リーフレット）

リンク先：厚生労働省 職場における労働衛生対策

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

令和 7 年 4 月 22 日 令和 7 年環境省令第 15 号

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）の改正

①第一種指定化学物質の情報提供の義務化

概要

- ・委託契約書に含まれる事項として、委託する産業廃棄物に第一種指定化学物質（第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該物質の名称及び量又は割合の情報を追加

施行

令和 8 年 1 月 1 日

②電子マニフェストにおける処分業者の報告項目の追加

概要

- ・処分業者に、電子マニフェストによる最終処分の報告にあわせて、最終処分が終了するまで又は再生を行うまでのすべての処分について、「処分方法」、「処分方法ごとの処分量」、「処分後の産業廃棄物又は再生される物の種類及び量」等の報告を新たに義務付け

施行

令和 9 年 4 月 1 日

※令和 7 年 5 月から令和 9 年 3 月末までの間は、追加される項目は任意項目のため、従来の入力方法で報告することが可能

「電子マニフェストの項目追加」につきましては、下記ホームページでもご確認いただけます。

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/assets/files/leaflet_tsuika_g.pdf（リーフレット）

リンク先：JW NET（電子マニフェストシステム）

「電子マニフェストをご利用の処分業者のみなさまへ」